

佐賀県
外来医療計画
(別冊 1)

(高額医療機器保有医療機関)

1. CT 1～3 p
2. MRI 4～5 p
3. (核医学検査) PET 等 6 p
4. マンモグラフィー 7 p
5. 放射線治療 (ガンマナイフ・リニアック) 8 p

【留意事項】

- ・以降のページの病院・診療所の区別は、令和5年12月末時点で整理しています。
- ・「外来における算定件数」…対象医療機器に係る診療報酬を算定した件数を記載しています。
- 「他の医療機関との共同利用」…対象医療機器を他の医療機関と共同利用している場合は「○」を記載しています。

※共同利用については、下記の場合を含みます。

(A=撮影等を依頼する医療機関 B=撮影等の依頼を受ける医療機関)

- ① 医療機関から医療機関BにCT撮影等を依頼し、その結果をもとに医療機関Aで診断（※医療機関Bでは撮影等のみまたは医師の間診等の診察、検査結果の簡単な説明等のみを行う）、その後は引き続き医療機関Aで患者の診療を行う
 - ② 医療機関Aでは診断が難しいため、医療機関Bに診断（CT撮影等が必要か否かを含む）を依頼し、その後は医療機関Aで患者の診療を行う
 - ③ 医療機関Aでは診断が難しいため、医療機関Bに診断（CT撮影等が必要か否かを含む）を依頼し、その後も医療機関Bで患者の診療を行ってもらう
- ・「読影結果の提供」…共同利用の際に、依頼元への読影結果の提供まで対応が可能な場合は「○」を記載しています。
 - ※撮影は自院で行い、読影のみ外注している場合を含む
 - ・共同利用の詳細については、各医療機関に直接お問い合わせください。